

愛知県立高専サポーター制度について

愛知県公立大学法人では、生産年齢人口の減少、DXやAIの急速な進展など、将来の社会・産業構造の変化を見据え、即戦力となる「高度なものづくり人材」の育成を図るため、5年一貫教育の愛知県立高等専門学校（以下「県立高専」という。）の2029年4月の開校に向けて、準備を進めています。

県立高専は、デジタル技術とものづくり技術を兼ね備えた実践的技術者を育成するなど、地域産業の即戦力となる人材育成の中核を担う学校であることから、企業や団体と連携した学校運営が大変重要となります。

そこで、県立高専と企業・団体との連携を促進するため、「愛知県立高専サポーター制度」を創設し、県立高専を応援していただける「高専サポーター」の募集を開始しますので、皆様の積極的な御応募をお待ちしています。

<申込フォーム>

<https://forms.cloud.microsoft/r/jqByqRAz95>

愛知県立高専サポーター制度実施要綱

(名称)

第1条 本制度は、「愛知県立高専サポーター制度」(以下「サポーター制度」という。)と称する。

(目的)

第2条 サポーター制度は、愛知県立高等専門学校(以下「県立高専」という。)の設置者である愛知県公立大学法人(以下「大学法人」という。)及び愛知県が共同で運営する制度であり、県立高専の教育研究に協力する意思のある企業・団体(以下「企業等」という。)と県立高専との連携の基盤となり、県立高専での学びがより充実したものとなることで、社会や産業界のニーズに対応した人材を輩出し、愛知県における地域産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 サポーター制度は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県立高専の教育研究の充実に関すること
- (2) 地域産業の発展に関すること
- (3) その他サポーター制度の目的達成に必要なこと

(対象)

第4条 次の各号の企業等を対象とする。

- (1) 企業とは、会社法第2条第1号に定める会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社)又は中小企業基本法第2条に定める中小企業者等をいう。
- (2) 団体とは、前号の企業以外の組織で、業界団体、商工会議所、公益法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、医療法人、学校法人、信用金庫、信用組合、協同組合をいう。

(対象要件)

第5条 サポーター制度に登録する企業等は、次の各号のいずれも満たさなければならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員でないこと。

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

2 前項に掲げる者のほか、大学法人又は愛知県が、県立高専の連携先として不適当と認める者でない企業等を対象とする。

（登録費）

第6条 登録費は徴収しない。

（申請方法）

第7条 サポーター制度への登録を申請しようとする企業等は、オンラインでの申請により登録を申し込むものとする。

（登録）

第8条 前条により申請のあった企業等について、第5条の要件に基づき審査し、要件を満たす企業等に対しては、申請を受理した日の属する月の翌月20日までに登録するとともに、登録後は速やかに県Webページで公開する。

（辞退）

第9条 サポーター制度に登録された企業等（以下「サポーター企業等」という。）が登録継続の意思を失ったときは、辞退を届け出るものとする。

（登録の取消し）

第10条 サポーター企業等が第5条に規定する要件に適合しなくなったと認められるとき、又はその事実が明らかになったときは、登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録の取消しをするときは、理由を付してサポーター企業等にその旨を通知するものとする。

3 登録の取消しを受けたときは、特別な事情が認められない限り、取消しから3年経過するまで再申請できないものとする。

（事務局）

第11条 サポーター制度の事務局は、当分の間、愛知県県民文化局学事振興課高専設置準備室内に置くものとする。

（その他）

第 12 条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 9 日から施行する。

愛知県立高専サポーター制度に関するQ & A

番号	質問	回答
1	登録の対象は県内の企業等に限るのか。	幅広く高専サポーターとなっていただけるように、県内に限ることなく、企業・団体を対象としています。 企業：会社法第2条第1号に定める会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社)又は中小企業基本法第2条に定める中小企業者等 団体：企業以外の組織で、業界団体、商工会議所、公益法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、医療法人、学校法人、信用金庫、信用組合、協同組合 ※中小企業者には個人事業主を含みます。 ※なお、特定の政党、政治団体、特定の宗教団体、特定の教義の普及を目的とする機関やこれらに類する機関等は連携先として想定していないため、申請を受理できない場合があります。
2	連携内容はどのようなものか。	連携いただきたい内容としては、意見交換、PBL（課題解決型学習）への参画、企業技術者等を講師として派遣、インターンシップの受入、企業施設の見学受入などを想定しています。
3	すべての連携内容に協力する必要があるか。	対応可能な範囲でご協力をお願いします。実際に具体的な協力を依頼する場合は、高専から企業に個別に連絡をした上で、協力いただく内容を調整させていただきます。
4	企業等にはどのようなメリットがあるのか。	登録していただいた企業は、PBL（課題解決型学習）への参画などを通じて学生と交流することで、企業の認知度が向上し、人材確保に繋がることが期待できます。 また、県立高専との共同研究により、高専の知見と企業の実務的な課題が結びつき、課題解決や革新的な技術の開発などの相乗効果が期待できます。 さらに、県立高専を応援いただくことで、地域社会への貢献につながるものと考えております。
5	登録費用や年会費等の費用はかかるのか。	登録費用、年会費は無料です。
6	登録はどのような流れか。	ホームページの登録申請フォームから申請をお願いします。内容を審査の上、申請日の翌月20日までにホームページの「高専サポーター企業・団体一覧」に掲載します。一覧への掲載をもって登録のご連絡に代えさせていただきます。 なお、審査の結果、要綱第5条の対象要件を満たさないと判断した場合は、その旨を申請日の翌月20日までにメールで連絡します。
7	開校は2029年4月とのことだが登録した企業等はそれまで何をするのか。	現在、開校に向けてカリキュラムの検討等の準備を進めています。サポーター制度に登録いただいた企業・団体のみなさまには、直接のご連絡やアンケートなどを通して企業参画型のPBL等に対するご意見をいただくなど、様々なご意見・ご助言をお願いしたいと考えております。
8	サポーター制度から脱退したい場合はどのような手続きが必要なのか。	お問い合わせ先のメールアドレスに脱退したい旨をご連絡ください。